

派遣された研究者の取扱いについて

「諮問 92 号の答申 科学技術研究調査の変更について」（平成 28 年 9 月 29 日付統計委第 7 号）における今後の課題として、「フラスカティ・マニュアル等で対応が求められている事項で、現時点で検討中とされている事項の把握について、引き続き検討する必要がある」とされている。派遣された研究者の取扱いは、統計委員会の部会審議で、今後の課題としていたことから、派遣された研究者の取扱いについて検討する。

第 65 回サービス統計・企業統計部会（平成 28 年 8 月 31 日）

「資料 3 総務省説明資料（第 63 回部会提出分+今回追加提出分）」P20 抜粋 下線は今回追記

- c. 第 5 期科学技術基本計画やフラスカチ・マニュアルにおいて把握が求められている事項のうち、今回対応しなかった事項は何か。これらについて、引き続き検討を行う余地はあるか。

【回答】

- 1 (略)
- 2 フラスカチ・マニュアルの改定に係る事項について研究会で検討した結果、以下については、政策上の必要性の有無、報告者負担、結果精度の確保の問題等から対応していない。

改定内容	研究会の結論
<p>研究開発支出額と研究開発従事者数の整合性を図ったことに伴う、<u>人材派遣会社から派遣された研究者の扱い</u></p>	<p>現行調査では、派遣された研究者にかかる費用は「人件費」に含めており、研究関係従業者数も、派遣された者を含めた形で把握している。<u>派遣された研究者の取扱いの変更は、費用及び人数の値が大きく変わり得るとともに、生産性把握の観点からは、現行どおり人件費とした方がよいとも考えられるため、慎重な検討が必要であるとして、今後の課題とする。</u></p>

1 基本的な考え方

現行調査では、「研究関係従業者数」は他法人へ出向させている者を除く一方で、受け入れている労働者派遣法に基づく派遣労働者（以下「派遣従業者」という。）及び他法人からの出向者を含めた形で把握しており、派遣従業者にかかる費用は「人件費」に含めて把握している。この派遣従業者数及び派遣従業者にかかる費用は、これまでの客体ヒアリングで区分することが可能と聞いており、別項目として把握する。

2 派遣従業者数の把握

派遣従業者数の把握方法として、研究関係従業者数のうち数として新たに「うち労働者派遣法に基づく派遣労働者」の項目を設ける。

大学等の研究者の本務者で派遣従業者は該当する者がいないため「—」とする。派遣従業者は、派遣会社と雇用契約が結ばれており、兼務者（学外からの研究者）に該当する。

なお、出向者は、「労働者派遣事業関係業務取扱要領」（厚生労働省職業安定局）によると、在籍型出向、移籍型出向ともに出向先と雇用契約関係にあるものとされている。従ってフラスカティ・マニュアルでいう内部従事者として把握する。

【現行の調査票（調査票甲（企業）及び調査票乙（非営利団体・公的機関））】

	実数		実際に研究関係業務に従事した割合であん分した値
		うち女性	
総数	人	人	—
研究者	人	人	—
専ら研究に従事する者	人	人	—
研究を兼務する者	人	人	人
研究補助者	人	人	人
技能者	人	人	人
研究事務その他の関係者	人	人	人

【変更案（調査票甲（企業）及び調査票乙（非営利団体・公的機関））】

	実数				実際に研究関係業務に従事した割合であん分した値
		うち女性	うち労働者派遣法に基づく派遣労働者		
			うち女性		うち女性
総数	人	人	人	人	—
研究者	人	人	人	人	—
専ら研究に従事する者	人	人	人	人	—
研究を兼務する者	人	人	人	人	人
研究補助者	人	人	人	人	人
技能者	人	人	人	人	人
研究事務その他の関係者	人	人	人	人	人

調査票乙の場合
無給の従事者（ボランティア）
も派遣労働者と同じ扱いと
するよう案内

【現行の調査票（調査票丙（大学等））】

		実数	
			うち女性
研究関係従業者数の合計		人	人
研究者	本務者	人	人
	教員	人	人
	大学院博士課程の在籍者	人	人
	医局員	人	人
	その他の研究員	人	人
	兼務者（学外からの研究者）	人	人
研究補助者		人	人
技能者		人	人
研究事務その他の関係者		人	人

【変更案（調査票丙（大学等））】

		実数			
			うち女性	うち労働者派遣法に基づく派遣労働者	
					うち女性
研究関係従業者数の合計		人	人	人	人
研究者	本務者	人	人	—	—
	教員	人	人	—	—
	大学院博士課程の在籍者	人	人	—	—
	医局員	人	人	—	—
	その他の研究員	人	人	—	—
	兼務者（学外からの研究者）	人	人	人	人
研究補助者		人	人	人	人
技能者		人	人	人	人
研究事務その他の関係者		人	人	人	人

名誉教授は実態に応じて把握
研究活動に無給で従事していれば
派遣労働者と同じ扱いとするよう
案内

3 派遣従業者にかかる費用の把握

派遣従業者にかかる費用の把握方法として、「その他の経費」の内数として新たに「うち派遣労働者に関する費用」の項目を設ける。現行調査では派遣従業者に関する費用を「人件費」に含めていることから、「人件費」の内数とすることも考えられるが、会計上、派遣従業者の費用は人件費ではないため、人件費の範囲を変更し「その他の経費」の内数とする。

【現行の調査票】

総額	円
人件費	円
原材料費	円
有形固定資産の購入費	円
土地・建物など	円
機械・器具・装置など	円
その他の有形固定資産	円
無形固定資産の購入費	円
うちソフトウェア	円
リース料	円
その他の経費	円

【変更案】

総額	円
人件費	円
原材料費	円
有形固定資産の購入費	円
土地・建物など	円
機械・器具・装置など	円
その他の有形固定資産	円
無形固定資産の購入費	円
ソフトウェア	円
リース料	円
その他の経費	円
うち派遣労働者に関する費用	円

4 フラスカティ・マニュアルとの対応

派遣従業者数を把握することで、研究関係従業者数の実数から派遣従業者数を差し引くことにより、フラスカティ・マニュアルで求められている研究開発活動に従事する内部従事者、外部従事者の数が実数ベースで把握可能となる。

なお、大学等における「博士課程在籍者」は、フラスカティ・マニュアルによると給料が支払われている者を内部従事者とし、給料が支払われていない者や助成金（外部資金）を受けている者を外部従事者として把握することとなっている。

しかしながら、リサーチアシスタントなどを務めている博士課程在籍者を区別して把握することは現実的ではないため、従来通り一律で「博士課程在籍者」として把握することとし、外部従事者ではなく、内部従事者として扱う。

また、派遣された研究関係従業者にかかる費用は「その他の経費」のうち数として把握することになるが、「人件費」に「うち派遣労働者に関する費用」を加えることで従来の人件費との時系列比較も可能となる。

※フラスカティ・マニュアルと科学技術研究調査における取扱いの関係は別紙参照

5 ヒアリング

派遣従業者数及び派遣従業者にかかる費用を別項目として把握するにあたり、記入可能性を探るため、更なるヒアリングを行う。

ヒアリング内容

問1 研究関係従業者のうちの派遣労働者の人数の把握が国際的に求められているため、以下のとおり、調査票の変更を考えています。(研究関係従業者それぞれの項目の実数のうち数として労働者派遣法に基づく派遣労働者の人数を記入していただくこととなります。)

つきましては、以下の調査票案のとおり、研究関係従業者それぞれの項目の労働者派遣法に基づく派遣労働者の人数についての回答が可能かお聞かせください。(回答を○で囲んで下さい。)

【現行の調査票】

	実数		実際に研究関係業務に 従事した割合で あん分した値
		うち女性	
総数	人	人	—
研究者	人	人	—
専ら研究に従事する者	人	人	—
研究を兼務する者	人	人	人
研究補助者	人	人	人
技能者	人	人	人
研究事務その他の関係者	人	人	人

【変更案】

	実数				実際に研究関係業務に 従事した割合 であん分した値
		うち女性	うち労働者派遣法 に基づく 派遣労働者		
				うち女性	
総数	人	人	人	人	—
研究者	人	人	人	人	—
専ら研究に従事する者	人	人	人	人	—
研究を兼務する者	人	人	人	人	人
研究補助者	人	人	人	人	人
技能者	人	人	人	人	人
研究事務その他の関係者	人	人	人	人	人

【回答】

- 1：労働者派遣法に基づく派遣労働者の人数の回答は可能
- 2：労働者派遣法に基づく派遣労働者の人数のうち女性の回答は難しい
- 3：労働者派遣法に基づく派遣労働者の人数の回答は難しい
⇒ 以下に理由をお聞かせください。

【理由】

問2 現在、「人件費」に含めて回答していただいている「派遣労働者に関する費用」について、国際的には「人件費」ではなく「その他の経費」として把握することが求められていることから、以下のとおり、調査票の変更を考えています。（「人件費」に含めて回答していただいていた、「派遣労働者に関する費用」を「その他の経費」のうち数として新たに項目を設けて記入していただくこととなります。）

つきましては、以下の調査票案のとおり、「派遣労働者に関する費用」を「その他の経費」のうち数としての回答が可能かお聞かせください。（回答を○で囲んで下さい。）

【現行の調査票】

総額	円
人件費	円
原材料費	円
有形固定資産の購入費	円
土地・建物など	円
機械・器具・装置など	円
その他の有形固定資産	円
無形固定資産の購入費	円
うちソフトウェア	円
リース料	円
その他の経費	円

【変更案】

総額	円
人件費	円
原材料費	円
有形固定資産の購入費	円
土地・建物など	円
機械・器具・装置など	円
その他の有形固定資産	円
無形固定資産の購入費	円
ソフトウェア	円
リース料	円
その他の経費	円
うち派遣労働者に関する費用	円

【回答】

1：派遣労働者に関する費用をその他の経費のうち数として回答は可能

2：派遣労働者に関する費用をその他の経費のうち数として回答は難しい

⇒ 以下に理由をお聞かせください。

【理由】	
-------------	--

フラスカティ・マニュアルにおける研究開発従事者の範囲と科学技術研究調査における取扱い

【フラスカティ・マニュアルにおける研究開発従事者の範囲】

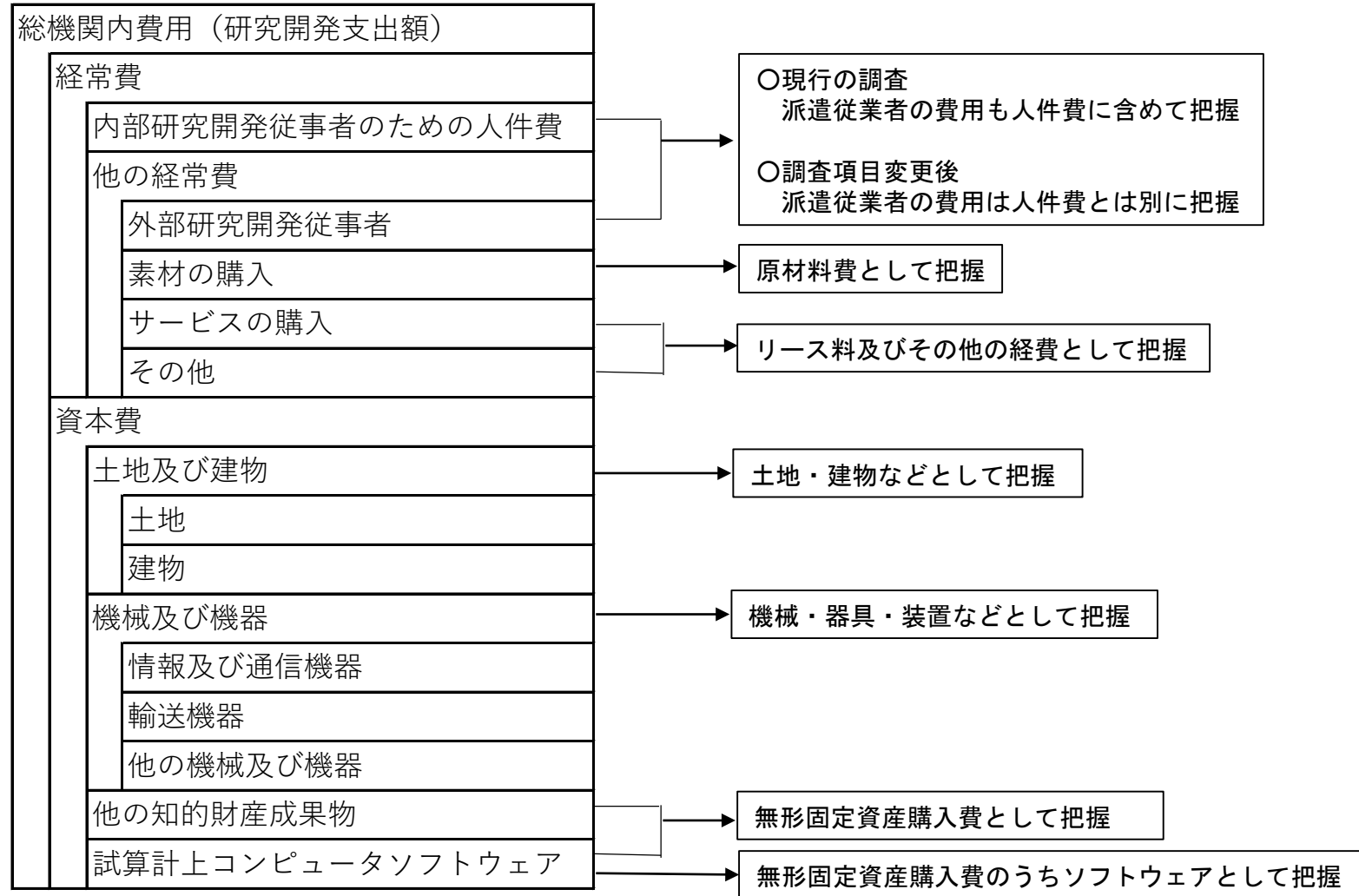
	機関部門			
	企業	政府[公的機関]	高等教育[大学等]	民間非営利
内部従事者（被用者）	次回変更で科学技術研究調査が把握を目指す範囲			
外部従事者 機関内研究開発を報告する統計単位に対して、外部雇用者による科学的または技術的サービスの提供の履行において、機関内研究開発コンサルタントとして活動する専門家及び技術的被用者。 被貸借被用者（Leased employees）は、この範疇に含まれる。				
特別な事例の外部従事者 博士課程学生、修士課程学生、研究開発助成金保持者、名誉教授、任意行為者（ボランティア）等	①	②	③	④
合計	現在の科学技術研究調査での把握範囲			

- ① フラスカティ・マニュアルにおいて、企業部門に関しては、特別な事例の外部従事者は想定されていない。
- ② 我が国の公的機関には「該当者なし」と考えられる
- ③ 博士課程学生は、給料の支払の有無等に関わらず一律「博士過程在籍者」として把握（内部従事者）／修士課程学生は対象外／研究開発助成金保持者は、ポスドクで該当する者がいれば「その他の研究員」として把握（内部従事者）／名誉教授は実態に応じて把握。無給であれば派遣労働者と同じ扱い（内部又は外部従事者）
- ④ 無給の従事者（ボランティア）は派遣労働者と同じ扱い

フラスカティ・マニュアルにおける研究開発支出の区分と科学技術研究調査における取扱い

【フラスカティ・マニュアルにおける研究開発支出額の区分】

【科学技術研究調査における取扱い】



上記のほか、有形固定資産の購入費として「その他の有形固定資産」（建設仮勘定、固定資産として扱われる動植物）を把握